

地域包括支援センターだより



〈問い合わせ〉地域包括支援センター
〈役場 健康推進課内〉TEL(62) 8222

地域包括支援センターとは

高齢者やその家族の暮らしを支援します。

〈1. 総合相談〉

介護、福祉、医療などのさまざまな分野の制度やサービスについて、相談内容に応じた適切なアドバイスや関係機関などとの連絡調整や支援をします。

〈例えばこんなとき〉

- ①病気でないけど、弱った感じがして、何もしないとどんどん弱っていきそうな時。
- ②不安や悩みがある。
- ③近所の高齢者の健康状態が悪そうだと感じる。

〈2. 虐待や権利擁護〉

虐待の早期発見、高齢者の人権や財産を守ります。

〈例えばこんなとき〉

- ①振り込め詐欺や悪質商法にだまされた。
- ②高齢者の財産や預金が、本人の自由に使えない。
- ③家族から虐待されたり、逆に虐待している。
- ④近所の高齢者が虐待を受けているみたいだ。

〈3. 介護予防のケアマネジメント〉

要介護認定での「要支援1」、「要支援2」の方のケアプラン作成を行い各事業所と本人、家族との連絡調整を行います。

〈4. 包括的・継続的支援〉

高齢者の生活を支えるため、介護サービス事業所や医療機関、福祉事業所などが連携を図れるように体制を整えています。

南阿蘇村商工会

■小規模企業共済のご案内

〈経営者のための退職金制度〉

小規模企業共済は、退職後のゆとりある生活を応援する安心の共済制度です。国が全額支出している独立行政法人「中小企業基盤整備機構」の運営のもと、契約者からお預かりしている掛金とその運用収入はすべて契約者に還元されるしくみで、制度の運営経費は全額国からの交付金により賄われています。

①加入条件

個人事業主、法人（会社など）の役員または共同経営者で、一定の条件を満たす人が加入できます。

②掛金

月額1千円から7万円まで、500円刻みで自由に選べ、その年に払い込んだ掛金は全額所得控除を受けられます。

③貸し付け

臨時に事業資金が必要なときは、掛金の範囲内で貸し付けを受けることができます。

④共済金（解約手当金）

共済金は廃業時、退職時に受け取れます。受け取りは「一括」、「分割（10年・15年）」、「一括と分割の併用」のいずれかをお選びいただけます。

※詳しい制度説明につきましては商工会までお気軽におたずねください。
TEL(62) 9435

■南阿蘇村・高森町・西原村合同講習会

〈販売促進セミナーの開催〉

村商工会では毎年、高森町商工会・西原村商工会と合同で、商工会会員を対象とした事業所向けの講習会を開催しています。本年度も去る12月10日、本村アソシエイトにおいて、「インターネットを活用した販売促進セミナー」を開催しました。

インターネットを中心とした販売促進支援や効果的な顧客化の仕組みづくりなど、2時間弱と短い時間ながらも、専門の講師より、事例を紹介しながら解り易く説明をいただきました。

午後の講習ということで、眠気を誘う時間帯でもありましたが、受講者の皆さんも最後まで熱心に話を聞かれ、実のある講習会となりました。